第九十三条第一項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次の一号を加える。

十一　租税特別措置法第四十一条の三の八第一項（令和六年における年末調整に係る特別控除の額の控除等）の規定の適用がある場合における同条第二項に規定する年末調整特別控除額及び当該年末調整特別控除額の算定の基礎となる三万円（同項各号に掲げる者がある場合には、三万円にこれらの者一人につき三万円を加算した金額）が同項に規定する税額を超える部分の金額（当該金額がない場合には、零）並びに当該年末調整特別控除額に係る同項第三号に掲げる者（同項第一号に規定する控除対象配偶者を除く。）がある場合にはその旨

第九十四条の二第一項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　租税特別措置法第四十一条の三の九第一項又は第二項（令和六年六月以後に支払われる公的年金等に係る特別控除の額の控除等）の規定の適用がある場合における同条第三項に規定する年金特別控除額のうち同条第一項又は第二項の規定による控除をしても控除しきれない金額（当該金額がない場合には、零）

第九十六条第一項第七号ハ中「第七十八条第三項（寄附金控除）」を「第十一条第二項（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）」に、「特定公益信託」を「公益信託」に、「名称及び所在地」を「氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地」に改める。

第百条第一項に次の一号を加える。

四　租税特別措置法第四十一条の三の七第三項（令和六年六月以後に支払われる給与等に係る特別控除の額の控除等）に規定する給与特別控除額のうち同条第一項又は第二項の規定により控除した金額

第百四条の見出し中「書式」を「書式等」に改め、同条中「国税庁長官は」の下に「、別表第二㈠、別表第二㈢から別表第二㈤まで」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、国税庁長官は、併せてこれらの用紙の大きさを当該各表に定める大きさ以外の大きさ（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項（日本産業規格）に規定する日本産業規格に適合するものに限る。）とすることができる。

別表第二㈤の表の備考５中「診療報酬に」を「診療報酬（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第36条の９第２項の規定により都道府県知事から同項に規定する流行初期医療確保措置に係る事務を委託された同項に規定する支払基金が支払う同条第１項に規定する流行初期医療の確保に要する費用を含む。）に」に改める。

別表第四㈠の表の備考３⑺を削り、同表の備考３⑻を同表の備考３⑺とし、同表の備考３⑼を同表の備考３⑻とする。

別表第五㈢の表の備考２⑴中「及び⑿」を「、⑿及び⒀」に改め、同表の備考２⑷中「⑿」を「⑽」に改め、同表の備考２⑼及び⑽を削り、同表の備考２⑾を同表の備考２⑼とし、同表の備考２⑿から⒁までを同表の備考２⑽から⑿までとする。

別表第五㈢の表の備考２⑹を次のように改める。

⑹　診療報酬のうち次に掲げるものについては、「摘要」の欄にそれぞれ次に定める事項を記載すること。

㈠　家族に係るもの　その旨及びその金額

㈡　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第36条の９第１項に規定する流行初期医療の確保に要する費用が含まれているもの　その旨及びその費用の額

別表第五㈦の表の備考１⑴中「第19条の３第32項」を「第19条の３第33項」に、「第19条の３第33項」を「第19条の３第35項」に改める。

別表第五㈦の表の備考１中「第90条の３第１項の」を削り、「第19条の３第32項」を「第19条の３第33項」に、「第19条の３第35項」に改める。

別表第六㈠の表の備考２⑷及び⑸中「第41条の３の４第１項」を「第41条の３の12第１項」に改め、同表の備考２⑹中「第19条の３第33項」を「第19条の３第35項」に改める。

別表第六㈠の表の備考２⑺㈠中「第41条第14項」を「第41条第16項」に改め、同表の備考２⑺㈢中「同条第13項」を「同条第15項」に、「同条第16項」を「同条第18項」に改め、同表の備考２⑺㈤中「第41条の３の４第１項」を「第41条の３の12第１項」に改め、同表の備考３を同表の備考４とし、同表の備考２の次に次のように加える。

３　２に定めるほか、租税特別措置法第41条の３の８第１項の規定の適用がある場合には、「摘要」の欄に第93条第１項第11号に規定する年末調整特別控除額を源泉徴収時所得税減税控除済額のように記載した次に記載し、同号に規定する超える部分の金額（当該金額がない場合には、零）を控除外額のように記載した次に「摘要」の欄に記載し、同号に規定する者があるときは非控除対象配偶者減税有のように「摘要」の欄に記載すること。

別表第六㈢の表の備考３を同表の備考４とし、同表の備考２の次に次のように加える。

３　２に定めるほか、租税特別措置法第41条の３の９第１項又は第２項の規定の適用がある場合には、「摘要」の欄に第94条の２第１項第８号に規定する控除した金額を源泉徴収時所得税減税控除済額のように記載した次に記載し、同号に規定する控除しきれない金額（当該金額がない場合には、零）を控除外額のように記載した次に「摘要」の欄に記載すること。

別表第七㈠の表の備考２⑼く㈢中「第78条第３項」を「第11条第２項」に、「特定公益信託」を「公益信託」に、「名称及び所在地」を「氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第四十六条の改正規定、第四十七条第三項の改正規定、第四十八条第一項第四号の改正規定、第九十三条第一項の改正規定、第九十四条の二第一項の改正規定、第百条第一項の改正規定、別表第六㈠の改正規定（同表の備考２⑺㈠及び㈢に係る部分を除く。）及び別表第六㈢の改正規定並びに附則第五条、第六条、第八条及び第十条の規定　令和六年六月一日

二　第七条第二項の改正規定　令和六年十二月二日

三　第百四条（見出しを含む。）の改正規定　令和八年九月一日

四　第十六条第二項第一号の改正規定、第十六条の二第一項第一号の改正規定、第九十六条第一項第七号ハの改正規定及び別表第七㈠の表の備考２⑼く㈢の改正規定並びに附則第七条並びに第九条第二項及び第四項の規定　公益信託に関する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日

五　第七十七条の四第七項の改正規定　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日